

職員の懲戒処分について

令和 5 年 1 月 3 1 日

消 防 本 部 総 務 課

当消防組合では、地方公務員法及び佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の懲戒の
手続及び効果に関する条例の規定に基づき、令和 5 年 1 月 3 1 日付けで、下記のと
おり職員の懲戒処分を行いました。

記

1 被処分者

副主査（消防司令補）、46 歳

2 処分内容

戒告

3 処分年月日

令和 5 年 1 月 3 1 日

4 事案の概要

故意に他人の器物を損壊し、消防行政に対する信用を著しく失墜さ
せた。